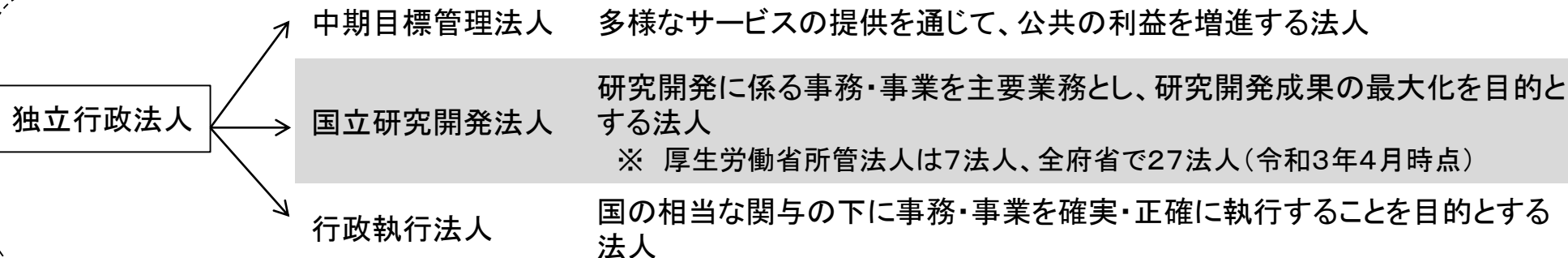
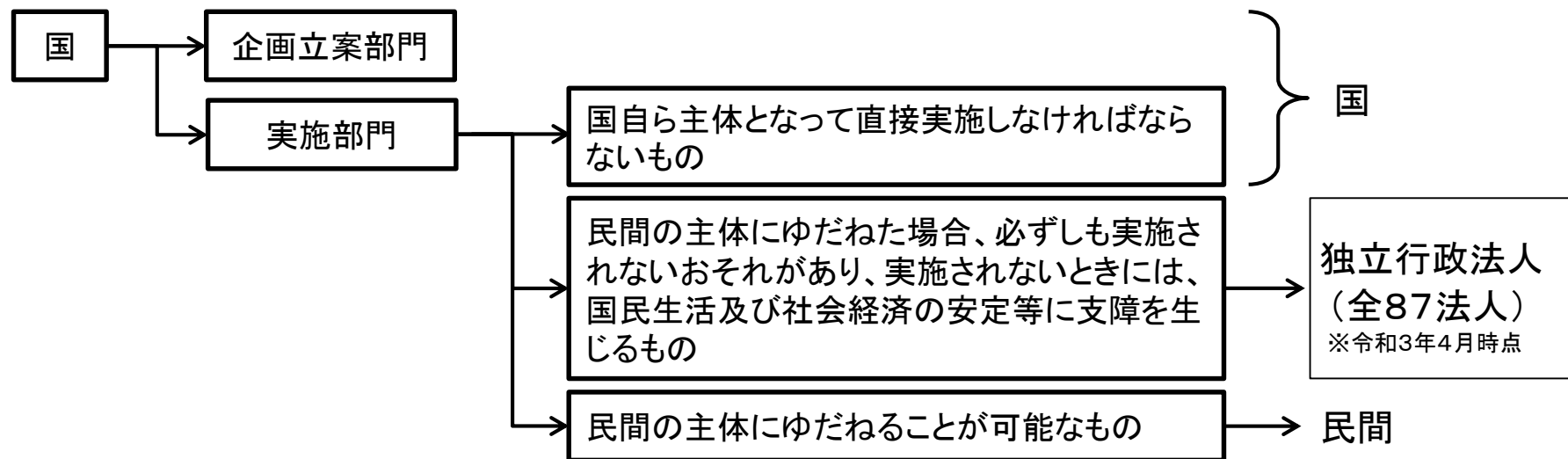


# 国立研究開発法人審議会について

令和3年7月  
厚生労働省

# 国立研究開発法人制度について

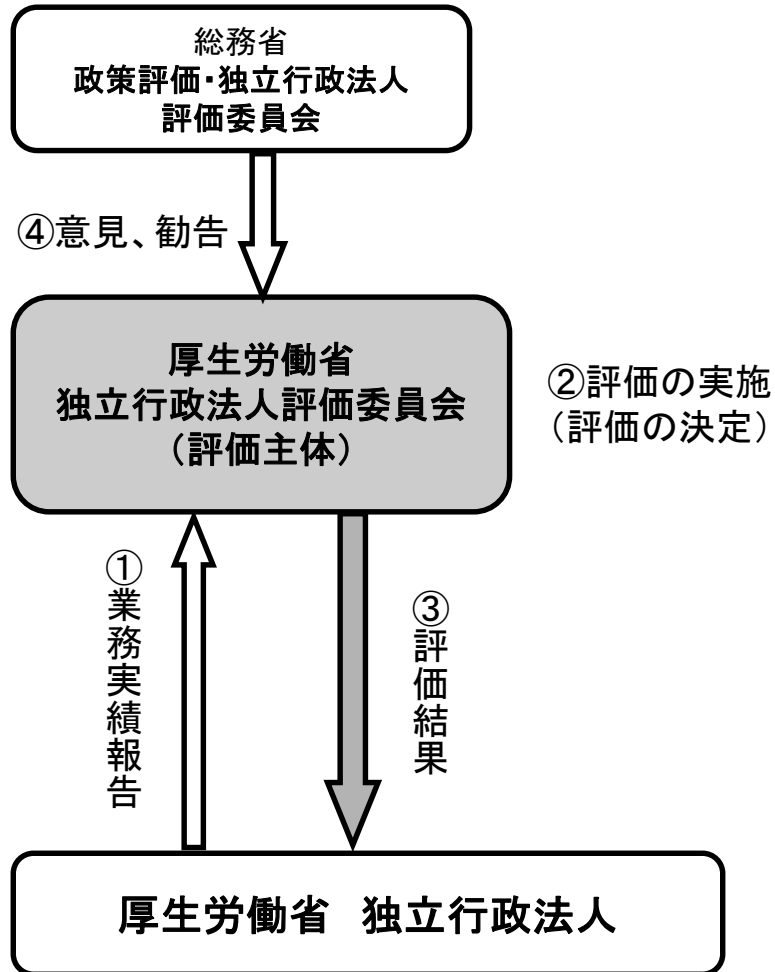
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



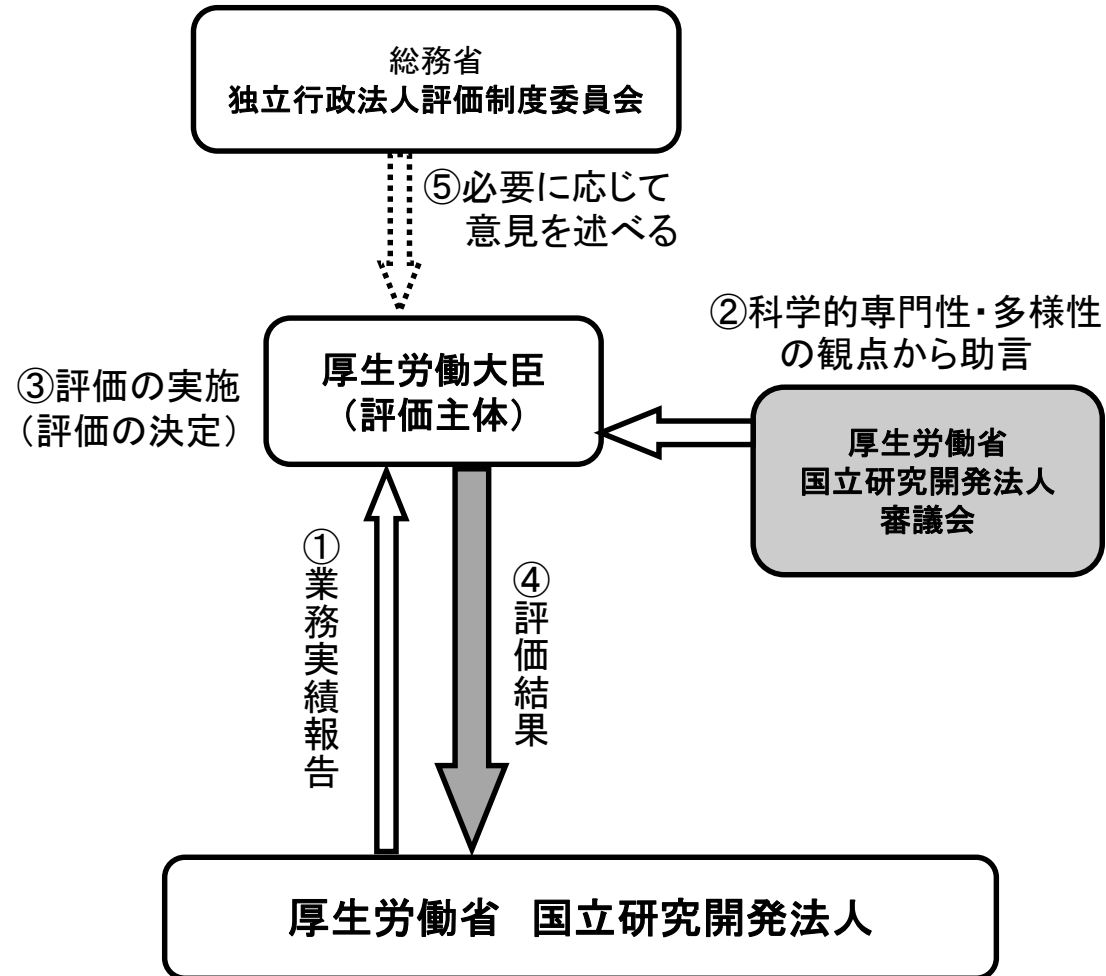
# 独立行政法人評価の制度改革

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から厚生労働大臣へ（同委員会は廃止）
- 厚生労働大臣の評価等に当たって科学的専門性・多様性の観点から助言する機関として、『厚生労働省国立研究開発法人審議会』を新設

## 〈旧制度〉



## 〈新制度〉 H27.4.1～



# 国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較

(独法通則法改正の主なポイント)

## 旧制度

### 法人類型

独立行政法人(全法人一律の性格)

### 目的

効率的かつ効果的に

### 目標策定 ・ 業績評価

目標期間: 3~5年

目標記載内容: サービスその他業務の  
質の向上 等

評価主体: 独法評価委員会(外部有識者)

## 新制度(国立研究開発法人)

国立研究開発法人  
(他に中期目標管理法人、行政執行法人が類型化)

研究開発の最大限の成果を確保すること

目標期間: 5年~7年

目標記載内容: 研究開発の成果の最大化その他  
業務の質の向上 等

評価主体: 厚生労働大臣

(国立研究開発法人に限り、厚生労働大臣が、科学的専門性・多様性の観点から、国立研究開発審議会の意見を聴くこととされている。)

総合科学技術・イノベーション会議の関与

(目標策定・評価の指針に対し、国立研究開発法人に係る指針案を示し、総務省が策定する指針に適切に反映)

# 厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

【厚生労働省所管法人】 ※R3. 4. 1現在

〔中期目標管理法人〕

国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働者健康安全機構

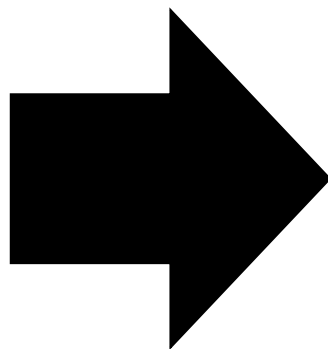
勤労者退職金共済機構

高齢・障害・求職者雇用支援機構

労働政策研究・研修機構

年金積立金管理運用独立行政法人

地域医療機能推進機構



【外部有識者からの意見聴取】

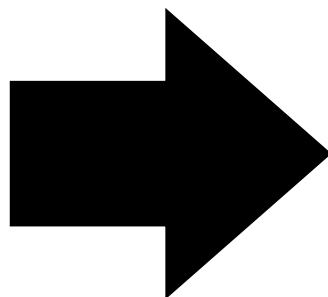
厚生労働省  
独立行政法人評価に  
関する有識者会議

〔国立研究開発法人〕

医薬基盤・健康・栄養研究所

国立高度専門医療研究センター6法人

(がんC・循環器C・精神C・国際C・成育C・長寿C)

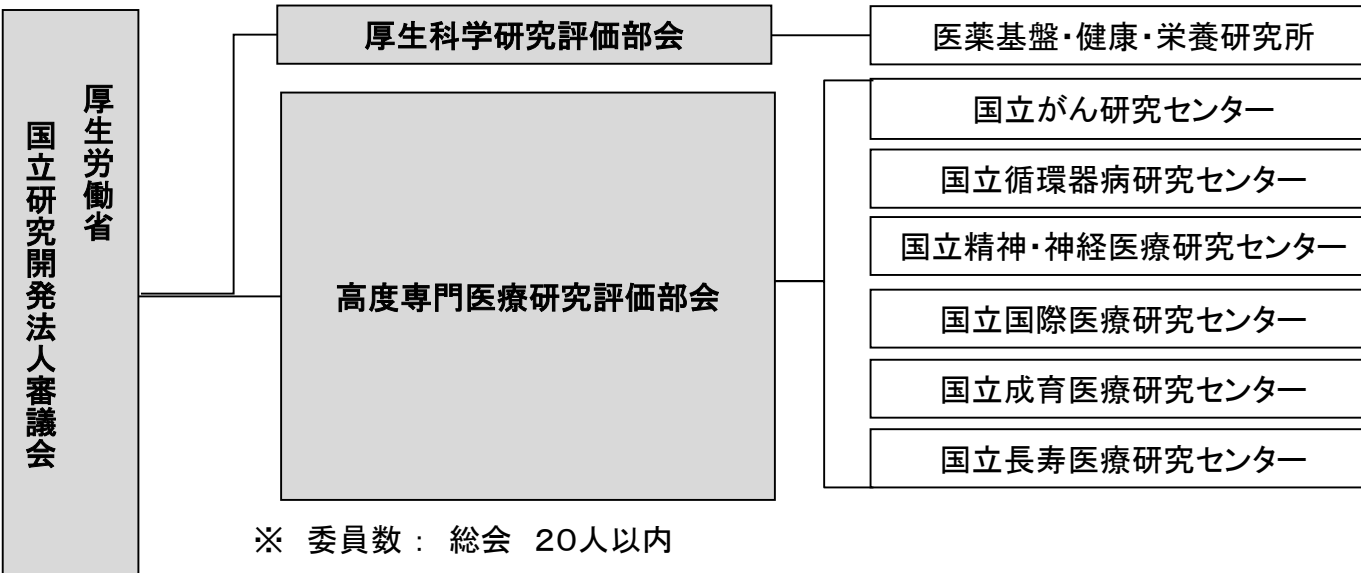
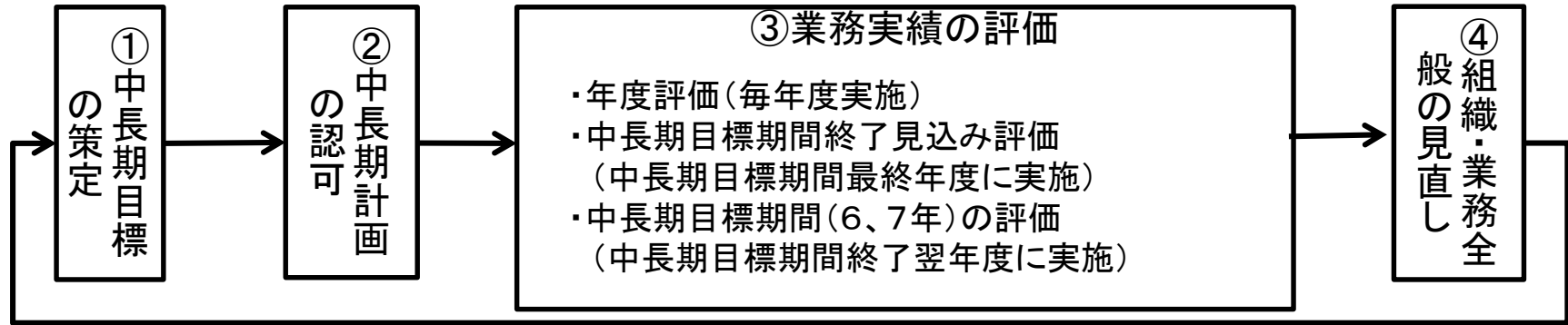


厚生労働省  
国立研究開発法人審議会

※厚生労働省所管法人については、行政執行法人(単年度管理型)は該当なし。

# 厚生労働省国立研究開発法人審議会について

- 独立行政法人通則法の改正（平成27年4月施行）により、各所管府省に国立研究開発法人審議会が新設。（従来の独立行政法人評価委員会は、平成27年3月に廃止。）
- 厚生労働省国立研究開発法人に関して、①中長期目標の策定、②中長期計画の認可、③業務実績の評価④組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見・国際水準等に即して厚生労働大臣に助言。**



※審議会の庶務は、大臣官房厚生科学課において総括し、高度専門医療研究評価部会に係るものは、医政局研究開発振興課で行う。

# 国立研究開発法人審議会に期待される役割

- 国立研究開発法人については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められる。
- そのため、国立研究開発法人審議会は、研究開発領域や、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等のご知見・ご経験を生かして、国立研究開発法人に係る目標策定・評価等が、科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、所管大臣の決定に際しご助力いただくために設置されたもの。
- 国立研究開発法人審議会には、国立研究開発法人において、その第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことが期待される。
- また、審議にあたっては、
  - ① 研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から総合的にご検討いただくほか、
  - ② 研究開発は、創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへご配慮いただくとともに、
  - ③ 法人に対する意見のほか、国による制度運用の改善についてもご検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いしたい。

# 厚生労働省国立研究開発法人審議会のスケジュール(予定)

	厚生労働大臣	厚生労働省 国立研究開発法人審議会	2部会 厚生科学研究評価部会 高度専門医療研究評価部会
<b>令和3年</b>	厚生労働省国立研究開発法人(7法人)から令和2年度実績に対する自己評価書の提出		
6月末			
7月	厚生労働省国立研究開発法人 審議会委員任命	7月6日 (第4回) 厚生労働省国立研究 開発法人審議会開催	7月13日 厚生科学研究評価部会 ・業績評価及び中長期目標期間見 込評価
8月			7月29日 厚生科学研究評価部会 ・業務組織全般の見直し検討
	業務の実績評価決定	助言	7月29日、8月3日、6日 高度専門医療研究評価部会 ・年度評価及び中長期目標期間実 績評価
			12月頃を予定 厚生科学研究評価部会 ・次期中長期目標案審議
			(注) 部会開催回数は予定。



# 審議会の進め方のイメージ (業務の実績評価)

年度評価

## 1. 事前送付

- 各審議会委員に、法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

## 2. 部会

- (1) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
  - (2) 法人の自己評価書等をベースにした厚生労働省による評価案を審議
  - (3) 評価案について部会としての意見をとりまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討

## 3. 審議会

- (1) 各部会長から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

厚生労働省国立研究開発法人審議会令(平成27年政令第194号)第5条第6項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

## 4. 厚生労働大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務の実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。